第１章　　組織・運営

１　組織と予算

鳥取県労働委員会は、昭和 21 年３月から、労働組合法第 19 条の 12 及び地方自治法第 180 条の５第２項の規定に基づいて設置されている行政委員会であり、県下における不当労働行為の判定、労働争議の調整等を行っている。

判定業務は労働組合の資格審査、不当労働行為の審査、地方公営企業等における非組合員の範囲についての認定・告示等があり、申請又は申立てにより手続が開始されることとなるが、この判定業務は公益委員のみの権限とされている。

労働争議の調整は、あっせん、調停及び仲裁の区分があり、使用者及び労働組合等の双方若しくは一方からの申請又は委員会の職権により、調整を開始することとされている。

また、平成 14 年４月から、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例に規定するあっせんについて、知事の委任を受けてその事務を行っており、平成 17 年４月１日からは、同条例に定める知事の労働相談等に関する事務を労働委員会事務局職員が補助執行している。

さらに、公益事業における争議行為の予告通知の受理、労働協約の拡張適用の決議等も行っている。

（１）委員会

労働組合法上の労働委員会は、公益、労働者及び使用者の各側を代表する委員それぞれ各同数をもって組織する、いわゆる三者構成とされており、当労働委員会の場合、各側５名、計 15 名で構成されている。

労働者委員は労働組合の、使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、公益委員は労使委員の同意を得て知事が任命し、その任期は２年である。

当労働委員会の現任の委員は、令和元年７月 10 日に任命された第 47 期の委員であり、名簿は資料（49 頁）のとおりである。

（２）あっせん員候補者

あっせん員候補者は、労働関係調整法第 10 条及び第 11 条の規定に基づき、労働委員会が労働争議のあっせんに当たらせるために、学識経験を有する者を委嘱することとされている。

当労働委員会におけるあっせん員候補者は、内規により委員の任期と同じ任期を定め、資料（50 頁）に掲げるとおり委員及び外部の学識経験者等により構成し、労働委員会規則第 68 条第１項の規定に基づき令和元年８月 20 日付けで鳥取県公報に公示している。

労働関係調整法の規定に基づくあっせんは、原則として、このあっせん員候補者名簿に記載されている者の中から、会長が指名するあっせん員が行うこととなる。

（３）個別労働関係紛争あっせん員候補者

個別労働関係紛争あっせん員候補者は、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例第５条の規定に基づき、労働関係調整法第 10 条に規定する名簿に記載されている者を委嘱することとされている。したがって、個別労働関係紛争あっせん員候補者は、上記（２）で示したあっせん員候補者名簿のとおりである。

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の規定に基づくあっせんは、このあっせん員候補者名簿に記載されている者の中から、会長が指名するあっせん員が行うこととなる。

（４）事務局

労働委員会には、労働組合法第 19 条の 12 第６項の規定により準用される同法第 19 条の 11 第１項の規定に基づき、その事務を整理するため事務局が置かれ、会長の同意を得て、知事が任命する事務局長その他必要な職員を置くこととされている。

事務局の組織については、労働組合法施行令第 25 条の規定により、会長の同意を得て、知事が鳥取県労働委員会事務局組織規則を定めている。

職員数は、鳥取県職員定数条例により９名と定められているが、現行の組織は次のとおりである。

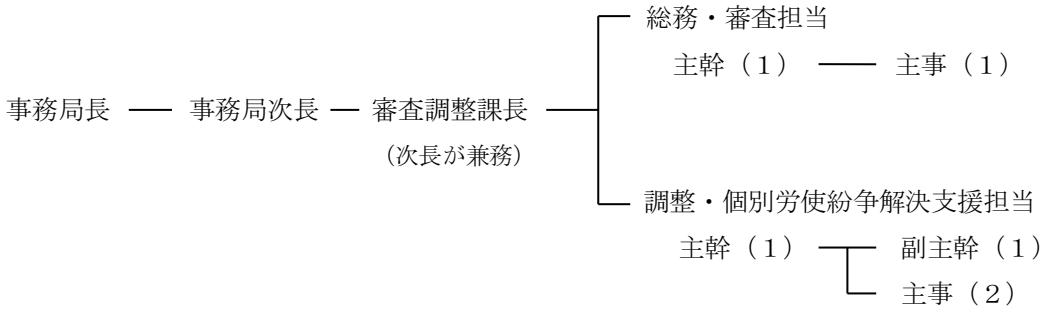

（５）個別労使紛争解決支援センター（労使ネットとっとり）

鳥取県労働委員会が実施する個別労働関係紛争の相談及びあっせんについて、県民の視点に立ち、分かりやすく利用しやすい組織体制とするため、平成 21 年４月１日から当労働委員会内に「個別労使紛争解決支援センター」を設置している。設置要綱は資料（78 頁）のとおりである。

なお、より親しみやすく覚えやすいものとしてより一層の利用促進を図るため、「個別労使紛争解決支援センター」の愛称及びロゴマークを公募し、次のとおり決定している。

労使ネットとっとり　ロゴマーク

（労使ネットの趣旨）
労使間に話合いのためにネット（網）をはり、紛争解決を支援します。

（ロゴマークの趣旨）
楕円の輪は、労働者と事業主とのトラブルの間に立ち会うあっせん員を表現しています。
公労使の三者構成の重なりにより、紛争が円満に解決し、和（ハートの輪）が生まれる様子をイメージしています。

（６）労働委員会の予算

令和元年度当初予算は次のとおりである。

（単位：千円）

科　　目	委員会費	事務局費	合　　計
予 算 額	39,271	58,143	97,414

２　運営の概要

労働委員会の職務は、労働組合法、労働関係調整法及び地方公営企業等労働関係法に定められるものの外、労働委員会規則の定めにより執行されるが、その概要は次のとおりである。

なお、当労働委員会においては、平成 14 年度から鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例に基づくあっせん事務を処理しており、平成 17 年度からは事務局職員による個別労働関係に関する労働相談も実施している。

（１）労働委員会の会務は、会長が総理する。会長が職務を行うことができないときは、会長代理がその職務を代行する。

（２）労働委員会の会議は、労働組合法第 21 条及び労働委員会規則第２章の規定により、総会、公益委員会議、調停委員会、仲裁委員会及び小委員会が予定されている。

当労働委員会においては、委員の全員で行う総会は原則として月２回、第２・第４の水曜日に開催し、労働委員会規則第５条に規定する事項を付議しており、公益委員のみによる公益委員会議は、不当労働行為、労働組合の資格審査等の労働委員会規則第９条に規定する付議事項を審議している。

（３）労働組合の資格審査は、労働組合が労働組合法第２条及び第５条第２項の規定に適合するかどうかについて、労働委員会規則第４章の規定により公益委員会議において会長が指揮して行う。ただし、会長は、公益委員の中から１人又は数人の委員を選任して、審査を担当させることができる。この場合、審査委員が１人のときは当該審査委員が、数人の審査委員が選任されたときは審査委員長が指揮して行う。

（４）労働委員会は、労働組合法第 27 条の規定により、使用者が労働組合法第７条の規定に違反して不当労働行為を行った旨の申立てを受けたときは、遅滞なく調査を行い、必要があると認めたときは、その申立てが理由があるかどうかについて審問を行う。

不当労働行為の審査（調査及び審問のすべての手続をいう。）は、労働組合法第 24 条の２及び労働委員会規則第５章の規定により、公益委員会議において会長が指揮して行う。ただし、会長は、公益委員の中から１人又は数人の委員を選任して、審査を担当させることができる。この場合、審査委員が１人のときは当該審査委員が、数人の審査委員が選任されたときは審査委員長が、指揮して行う。

審問開始前に審査の計画を定め、証拠調べを行い、命令を発するのに熟したときは事実の認定を行い、この認定に基づいて、申立人の請求にかかる救済の全部若しくは一部の認容又は申立ての棄却の命令を発する。

（５）労働委員会の命令の交付を受けた労働組合若しくは労働者又は使用者は、命令の交付の日から 15 日以内に中央労働委員会に再審査の申立てができる。使用者については、中央労働委員会に再審査の申立てをしないときは、当該命令の交付の日から 30 日以内に、労働組合又は労働者については、労働委員会の処分のあったことを知った日から６か月以内に、取消しの訴えを裁判所に提起することができることとされている。

（６）労働争議のあっせん、調停及び仲裁は、労働組合法第 20 条及び労働関係調整法第２章から第４章まで並びに労働委員会規則第７章の規定により、あっせんにあってはあっせん員候補者の中から会長が指名したあっせん員により、調停にあっては公、労、使各側を代表する調停委員により構成される調停委員会により、仲裁にあっては公益委員のうちから関係当事者が合意により選定した者につき会長が指名した仲裁委員３人からなる仲裁委員会によって、それぞれ行われる。

（７）労働争議の実情調査は、労働争議が発生したとき、会長が必要に応じ、委員、事務局長又は事務局職員に行わせ、又はあっせん員候補者に調査を依頼することができる。公益事業に係る労働争議の場合は、会長は速やかにこの調査をさせ又は依頼しなければならない。

（８）地方公営企業等労働関係法第５条第２項の規定による地方公営企業等従事職員のうち、労働組合法第２条第１号に規定する者の範囲は、労働委員会がその認定及び告示を行うこととされているが、令和元年に取扱ったものはなかった。

（９）個別労働関係紛争のあっせんは、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例第４条から第 10 条までの規定により、個別労働関係紛争あっせん員候補者の中から会長が指名した個別労働関係紛争あっせん員により行われる。

(10) 個別労働関係紛争に関する労働相談は、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例第３条の規定により行われる。

３　労働委員会業務記録

月	日	曜	諸 会 議 等	日	曜	事 件 関 係
1	4	木	仕事始め	9	水	平成 31 年（個）第 1 号事件受付
	9	水	第 1266 回定例総会	11	金	平成 30 年（個）第 34 号事件第 2 回あっせん（解決）
	15	火	中国･四国地区労働委員会会長連絡会議（徳島県）	16	水	平成 30 年（個）第 30 号事件第 3 回あっせん
	23	水	第 1267 回定例総会	25	金	平成 30 年（個）第 36 号事件第 1 回あっせん（解決）
				28	月	平成 31 年（個）第 2 号事件受付
2	1	金	中国地区労働委員会会長連絡会議（岡山県）	8	金	平成 31 年（個）第 3 号事件受付
				13	水	平成 31 年（個）第 4 号事件受付
	7	金	労委労協中国ブロック幹事研修会（鳥取県）	14	火	平成 31 年（個）第 2 号事件終結（取下げ）
	13	水	第 1268 回定例総会			
	18	月	今後の労働委員会の在り方検討第１回作業チーム会議（東京都）			
	27	水	第 1269 回定例総会			
3	3	日	日曜労働相談会（東・中・西部）	1	金	平成 31 年（個）第 5 号事件受付
	7	木	労委労協第１回幹事会（東京都）			平成 31 年（個）第 3 号事件第 1 回あっせん（解決）
	11	月	今後の労働委員会の在り方検討第２回作業チーム会議（東京都）	3	日	平成 31 年（個）第 6 号事件受付
	12	火	第 1270 回定例総会 労働紛争予防セミナー	5	火	平成 30 年（個）第 30 号事件終結（関与解決）
	18	月	第１回今後の労働委員会の在り方検討小委員会（東京都） 今後の労働委員会の在り方検討第３回作業チーム会議（東京都）	7	木	平成 31 年（個）第 7 号事件受付
				13	水	平成 31 年（個）第 4 号事件第 1 回あっせん
				14	木	平成 31 年（個）第 7 号事件終結（取下げ）
				19	火	平成 31 年（個）第 8 号事件受付
	27	水	第 1271 回定例総会	22	金	平成 31 年（個）第 9 号事件受付 平成 31 年（個）第 5 号事件終結（打切） 平成 31 年（個）第 6 号事件終結（取下げ）
				26	火	平成 31 年（個）第 1 号事件終結（関与解決）
				29	金	平成 31 年（個）第 4 号事件第 2 回あっせん（解決）
4	9	水	第 1272 回定例総会	14	日	平成 31 年（個）第 8 号事件第 1 回あっせん（解決）
	16	火	全労委使用者委員連絡会議幹事会（東京都）	19	金	平成 31 年（個）第 10 号事件受付
	22	月	今後の労働委員会の在り方検討第４回作業チーム会議（東京都）	21	日	平成 31 年（個）第 9 号事件第 1 回あっせん（解決）
	24	水	第 1273 回定例総会	22	月	平成 31 年（個）第 11 号事件受付

月	日	曜	諸　会　議　等	日	曜	事　件　関　係
5	13	月	今後の労働委員会の在り方検討第５回作業チーム会議（東京都）	9	木	令和元年（個）第 12 号事件受付
				10	金	令和元年（個）第 13 号事件受付
	15	水	第 1274 回定例総会	24	金	平成 31 年（個）第 10 号事件終結（取下げ）
	29	水	第２回今後の労働委員会の在り方検討小委員会、今後の労働委員会の在り方検討第６回作業チーム会議（東京都）	30	木	令和元年（個）第 14 号事件受付
				31	金	令和元年（個）第 15 号事件受付
						令和元年（個）第 16 号事件受付
6	6	木	全国労働委員会事務局長連絡会議	7	金	令和元年（個）第 17 号事件受付
	7	金	全国労働委員会会長連絡会議（島根県）	11	火	令和元年（個）第 18 号事件受付
	8	日	一斉街頭ＰＲ活動（東・中・西部）	13	木	令和元年（個）第 19 号事件受付
	10	月	労委労協中国・四国ブロック総会・研修会（鳥取県）	14	金	平成 31 年（個）第 11 号事件第 1 回あっせん（解決）
	12	水	第 1275 回定例総会	24	月	令和元年（個）第 20 号事件受付
	18	火	中国地区労働委員会連絡協議会定例総会（山口県）			令和元年（個）第 12 号事件第 1 回あっせん
				27	木	令和元年（個）第 13 号事件第 1 回あっせん（解決）
	26	水	第 1276 回定例総会			
	30	日	日曜労働相談会（東・中・西部）	28	金	令和元年（個）第 18 号事件終結（打切り）
				30	日	令和元年（個）第 21 号事件受付
7	9	火	中国・四国地区労働委員会会長連絡会議（広島県）	1	月	令和元年（個）第 18 号事件第 1 回あっせん（打切り）
	10	水	第 1277 回臨時総会、第 1278 回臨時総会			令和元年（個）第 22 号事件受付
	12	金	全労委運営委員会及び使用者委員連絡会議幹事会、労委労協第２回幹事会（東京都）	6	土	令和元年（個）第 19 号事件第 1 回あっせん（解決）
				22	月	令和元年（個）第 15 号事件第 1 回あっせん（打切り）
	23	火	鳥取労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会定例会議			令和元年（個）第 16 号事件第 1 回あっせん（打切り）
	24	水	第 1279 回定例総会			
			出前講座（鳥取緑風高校）	25	木	令和元年（個）第 12 号事件第 2 回あっせん（打切り）
				29	月	令和元年（個）第 23 号事件受付
				30	火	令和元年（個）第 17 号事件第 1 回あっせん
8	1	木	中国地区労働委員会事務局審査主管課長会議及び審査担当職員研修（山口県：～2 日）	5	月	令和元年（個）第 20 号事件第 1 回あっせん（解決）
				8	木	令和元年（個）第 17 号事件第 2 回あっせん（関与解決）
	7	水	第 1280 回定例総会			
	21	水	第 1281 回定例総会	18	日	令和元年（個）第 23 号事件第 1 回あっせん（解決）
	26	月	今後の労働委員会の在り方検討第７回作業チーム会議（東京都）	22	木	令和元年（個）第 24 号事件受付
	27	火	中国地区労働委員会事務局調整主管課長会議及び調整担当職員研修（岡山県：～28 日）	27	火	令和元年（個）第 14 号事件終結（関与解決）
				28	水	令和元年（個）第 22 号事件第 1 回あっせん（打切り）
				30	金	令和元年（個）第 25 号事件受付

月	日	曜	諸 会 議 等	日	曜	事 件 関 係
9	5	木	公労使委員合同研修（東京都：～6 日）	9	月	令和元年（個）第 26 号事件受付
	11	水	第 1282 回定例総会			令和元年（個）第 27 号事件受付
	25	水	第 1283 回定例総会	13	金	令和元年（個）第 21 号事件第 1 回あっせん
			企業視察研修	17	火	令和元年（個）第 26 号事件終結（取下げ）
	26	木	今後の労働委員会の在り方検討第８回	20	金	令和元年（個）第 21 号事件終結（打切り）
			作業チーム会議（東京都）	27	金	令和元年（個）第 25 号事件終結（打切り）
10	3	木	労委労協第３回幹事会（東京都）	2	水	令和元年（個）第 24 号事件終結（関与解決）
	7	月	第３回今後の労働委員会の在り方検討	7	月	令和元年（個）第 27 号事件終結（打切り）
			小委員会、今後の労働委員会の在り方検	21	月	令和元年（個）第 28 号事件受付
			討第９回作業チーム会議（東京都）	27	日	令和元年（個）第 29 号事件受付
	9	水	第 1284 回定例総会	28	月	令和元年（個）第 30 号事件受付
	12	日	一斉街頭ＰＲ活動（東・中・西部）			
	27	日	日曜労働相談会（東・中・西部）			
	30	水	第 1285 回定例総会			
11	13	水	第 1286 回定例総会	5	火	令和元年（個）第 31 号事件受付
	14	木	全国労働委員会連絡協議会総会及び使	6	水	令和元年（個）第 32 号事件受付
			用者委員連絡会議幹事会、労委労協幹事	7	木	令和元年（個）第 33 号事件受付
			会（東京都：～15 日）	21	木	令和元年（個）第 32 号事件終結（取下げ）
	15	金	全国労働委員会連絡協議会第 1 回運営	22	金	令和元年（個）第 30 号事件第 1 回あっせん
			委員会（東京都）			（解決）
	27	水	第 1287 回定例総会	25	月	令和元年（個）第 28 号事件第 1 回あっせん
	28	木	全国労働委員会事務局調整主管課長会			（解決）
			議（東京都）			
	29	金	全国労働委員会事務局審査主管課長会			
			議（東京都）			
12	2	月	公労使委員個別紛争専門研修	2	月	令和元年（個）第 34 号事件受付
			（東京都：～3 日）	4	水	令和元年（個）第 29 号事件第 1 回あっせん
	5	木	今後の労働委員会の在り方検討第 10 回			（解決）
			作業チーム会議（東京都：～６日）	6	金	令和元年（個）第 35 号事件受付
	6	金	出前講座（青谷高校）	8	日	令和元年（個）第 31 号事件第 1 回あっせん
	11	水	第 1288 回定例総会			（解決）
	16	月	今後の労働委員会の在り方検討第 11 回	19	木	令和元年（個）第 33 号事件第 1 回あっせん
			作業チーム会議（東京都）			（解決）
	25	水	第 1289 回定例総会			
	27	金	仕事納め			

４　総会・会議

労働委員会が開催する会議は、定例総会、公益委員会議等がある。

なお、このほかに労働委員会相互の関係を密にし、その事務の処理につき必要な統一と調整を図るための全国的、地域的な連絡協議会等がある。

（１）定例総会・臨時総会

労働委員会委員全員で行う会議で、労働委員会規則第５条第１項に規定する事項を審議決定するほか、公益委員会議の決定事項の報告、不当労働行為救済申立事件審理の報告、あっせん、調停、仲裁等に関する報告等委員会の活動を総合的に把握し、適切な運営を期するために行われる。

令和元年には定例総会が 22 回、臨時総会が２回開催された。

回別	月日	場　所	付　議　事　項　等
1266 回	1.9	委員室	1　第 1265 回定例総会（12 月 26 日）議事録の承認について 2　第 74 回全国労働委員会連絡協議会総会における議題（案）の提出について 3　全国労働委員会連絡協議会第１回運営委員会議事録について 4　平成 30 年度中国地区労働委員会会長連絡会議の議題について 5　労働紛争予防セミナーの開催について 6　個別労働関係紛争あっせん事件について 7　その他
1267 回	1.23	委員室	1　第 1266 回定例総会（1 月 9 日）議事録の承認について 2　平成 31 年度全国労働委員会会長連絡会議の議題提出について 3　平成 30 年度中国地区労働委員会会長連絡会議の議題について 4　労働紛争予防セミナーの開催計画案について 5　第 60 回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議の概要について 6　個別労働関係紛争あっせん事件について 7　その他
1268 回	2.13	委員室	1　第 1267 回定例総会（1 月 23 日）議事録の承認について 2　今後の労働委員会の在り方検討について 3　労働紛争予防セミナーの開催計画案について 4　平成 30 年度中国地区労働委員会会長連絡会議の概要について 5　労働争議調整事件について 6　個別労働関係紛争あっせん事件について 7　平成 31 年度当初予算議案説明資料（案）について 8　平成 30 年取扱事件等の概要について 9　日曜労働相談会の実施等について 10 その他
1269 回	2.27	委員室	1　第 1267 回定例総会（1 月 23 日）議事録の承認について 2　第 1268 回定例総会（2 月 13 日）議事録の承認について 3　今後の労働委員会の在り方に対する対応等について 4　労働紛争予防セミナーの開催計画案について 5　平成 31 年度各ブロックにおける諸会議開催計画について 6　労働争議調整事件について

回別	月日	場　所	付　議　事　項　等
			7　個別労働関係紛争あっせん事件について 8　争議行為予告通知及び実情調査について 9　県内労働関係機関による日曜労働相談会の開催について 10 その他
1270 回	3.12	とりぎん文化会館	1　第 1269 回定例総会（2 月 27 日）議事録の承認について 2　今後の労働委員会の在り方に対する対応等について 3　第 145 回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の開催通知について 4　第 631 回公益委員会議の概要について 5　労働争議調整事件について 6　個別労働関係紛争あっせん事件について 7　争議行為予告通知及び実情調査について 8　県内労働関係機関による日曜労働相談会の実施概要について 9　労働紛争予防セミナーの実施について 10 その他
1271 回	3.27	委員室	1　第 1270 回定例総会（3 月 12 日）議事録の承認について 2　今後の労働委員会の在り方に対する対応等について 3　平成 31 年度全国労働委員会会長･事務局長連絡会議の開催について 4　平成 31 年度全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議の提案議題について 5　第 145 回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の開催通知について 6　個別紛争データベースシステムの利用者登録申請（来年（2019 年）度分）について 7　「平成３１年度労使ネットとっとり広報実施計画（案）」及び「平成３１年度定例総会・諸会議・相談会等開催計画（案）」について 8　労働紛争予防セミナーの実施概要について 9　労働争議調整事件について 10 個別労働関係紛争あっせん事件について 11 争議行為予告通知及び実情調査について 12 その他
1272 回	4.9	委員室	1　第 1271 回定例総会（3 月 27 日）議事録の承認について 2　あっせん員候補者及び個別労働関係紛争あっせん員候補者の解任及び委嘱について 3　第 61 回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議について 4　今後の労働委員会の在り方に対する対応等について 5　平成 30 年度労使関係セミナーｉｎ京都の概要について 6　個別労働関係紛争あっせん事件について 7　争議行為予告通知及び実情調査について 8　その他
1273 回	4.24	委員室	1　第 1272 回定例総会（4 月 9 日）議事録の承認について 2　平成 31 年度全国労働委員会会長連絡会議について 3　第 61 回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議について

回別	月日	場　所	付　議　事　項　等
			4　第145回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会について 5　今後の労働委員会の在り方検討について 6　改元に伴う事件番号の取扱いについて 7　平成30年度取扱事件等の概要について 8　個別労働関係紛争あっせん事件について 9　争議行為予告通知及び実情調査について 10 その他
1274回	5.15	委員室	1　第1273回定例総会（4月24日）議事録の承認について 2　第145回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会について 3　今後の労働委員会の在り方検討について 4　令和元年度出前説明会について 5　日曜労働相談会（６月）の日程等について 6　広島県労働委員会の審問傍聴について 7　個別労働関係紛争あっせん事件について 8　争議行為予告通知及び実情調査について 9　その他
1275回	6.12	委員室	1　第1274回定例総会（5月15日）議事録の承認について 2　平成31年度全国労働委員会会長・事務局長連絡会議の概要について 3　今後の労働委員会の在り方検討について 4　今後の労働委員会の在り方検討小委員会において当面検討を行う項目の候補の選定について 5　第145回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会について 6　第61回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議について 7　日曜労働相談会について 8　個別労働関係紛争あっせん事件について 9　争議行為予告通知及び実情調査について 10 その他
1276回	6.26	委員室	1　第1275回定例総会（6月12日）議事録の承認について 2　第145回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会及び事務局長会議の概要について 3　今後の労働委員会の在り方検討小委員会において当面検討を行う項目の候補の選定について 4　第61回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議について 5　令和元年度公労使委員合同研修について 6　鳥取労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会定例会議について 7　全国労働委員会連絡協議会第２回運営委員会について 8　個別労働関係紛争あっせん事件について 9　争議行為予告通知及び実情調査について 10 日曜労働相談会について 11 その他
1277回 (臨時)	7.10	委員室	1　会長及び会長代理の選任
1278回 (臨時)	7.10	委員室	1　第1276回定例総会（6月26日）議事録の承認について 2　鳥取県労働委員会幹事会幹事委員の選任について 3　鳥取県労働委員会情報公開調整委員会委員の選任について

回別	月日	場　所	付　議　事　項　等
			4　鳥取県労働委員会個人情報保護調整委員会委員の選任について 5　あっせん員候補者及び個別労働関係紛争あっせん員候補者の委嘱について 6　令和元年度定例総会・諸会議・相談会等開催計画（案）について 7　今後の労働委員会の在り方検討小委員会において当面検討を行う項目の候補の選定について 8　全国労働委員会連絡協議会第２回運営委員会の開催について 9　令和元年度公労使委員合同研修について 10 令和元年度公労使委員個別紛争専門研修の開催及び研修者の募集について 11 県内労働関係機関による日曜労働相談会（6 月 30 日）の実施概要について 12 第 61 回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議について 13 個別労働関係紛争あっせん事件について 14 争議行為予告通知及び実情調査について 15 その他
1279 回	7.24	委員室	1　第 1277 回臨時総会（7 月 10 日）議事録の承認について 2　第 1278 回臨時総会（7 月 10 日）議事録の承認について 3　全国労働委員会連絡協議会第２回運営委員会の概要について 4　鳥取労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会定例会議の概要について 5　令和元年度公労使委員個別紛争専門研修の開催及び研修者の募集について 6　徳島県労働委員会委員・職員研修会の開催について 7　出前説明会の実施結果について 8　個別労働関係紛争あっせん事件について 9　争議行為予告通知及び実情調査について 10 その他
1280 回	8.7	委員室	1　第 1279 回定例総会（7 月 24 日）議事録の承認について 2　今後の労働委員会の在り方検討小委員会において当面検討を行う項目の選定について 3　第 74 回全国労働委員会連絡協議会総会の開催について 4　令和元年度県内企業視察について 5　令和元年度中国地区労使関係セミナーの開催及び協賛名義の使用許可について 6　個別労働関係紛争あっせん事件について 7　争議行為予告通知及び実情調査について 8　その他
1281 回	8.21	委員室	1　第 1280 回定例総会（8 月 7 日）議事録の承認について 2　令和元年度労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における協議の決定事項について 3　令和元年度県内企業視察について 4　個別労働関係紛争あっせん事件について 5　その他
1282 回	9.11	委員室	1　第 1281 回定例総会（8 月 21 日）議事録の承認について 2　令和元年度個別労働関係紛争処理制度周知月間の PR 活動について

回別	月日	場　所	付　議　事　項　等
			3　令和元年度中国地区労使関係セミナーの開催について 4　令和元年度県内企業視察について 5　全国労働委員会連絡協議会第２回運営委員会議事録について 6　第７回今後の労働委員会の在り方作業チームについて 7　令和元年度公労使委員合同研修の概要について 8　労使ネットとっとり「労働紛争予防セミナー」について 9　個別労働関係紛争あっせん事件について 10 鳥取県労働委員会、島根県労働委員会共同のラジオによる労働相談 PR 放送について 11 その他
1283 回	9.25	ホテルセントパレス倉吉	1　第 1282 回定例総会（9 月 11 日）議事録の承認について 2　第 74 回全国労働委員会連絡協議会総会の開催について 3　労使ネットとっとり「労働紛争予防セミナー」について 4　個別労働関係紛争あっせん事件について 5　その他
1284 回	10.9	委員室	1　第 1283 回定例総会（9 月 25 日）議事録の承認について 2　第 3 回今後の労働委員会の在り方検討小委員会の開催について 3　平成 30 年度決算審査特別委員会の概要について 4　労使ネットとっとり「労働紛争予防セミナー」について 5　日曜労働相談会の実施及びＰＲ活動について 6　令和元年度個別労働関係紛争処理制度周知月間（10 月）のＰＲ活動について 7　広島県労働委員会の審問傍聴について 8　個別労働関係紛争あっせん事件について 9　争議行為予告通知及び実情調査について 10 その他
1285 回	10.30	委員室	1　第 1284 回定例総会（10 月 9 日）議事録の承認について 2　令和元年度上半期取扱事件等の概要について 3　令和２年度当初予算要求方針（案）について 4　令和元年度中国地区労働委員会会長連絡会議の開催計画（案）について 5　広島県労働委員会の講演会開催について 6　労使ネットとっとり「労働紛争予防セミナー」について 7　第 74 回全国労働委員会連絡協議会総会及び運営委員会の開催について 8　県内労働関係機関による日曜労働相談会（10 月 27 日）の実施概要について 9　個別労働関係紛争あっせん事件について 10 争議行為予告通知及び実情調査について 11 その他
1286 回	11.13	委員室	1　第 1285 回定例総会（10 月 30 日）議事録の承認について 2　第 632 回公益委員会議の概要について 3　令和元年度中国地区労使関係セミナーの開催について 4　令和元年度出前説明会について 5　令和元年度公労使委員個別紛争専門研修について 6　広島県労働委員会の講演会開催について

回別	月日	場　所	付　議　事　項　等
			7　個別労働関係紛争あっせん事件について 8　争議行為予告通知及び実情調査について 9　今後の総会日程について 10 その他
1287 回	11.27	委員室	1　第 1285 回定例総会（10 月 30 日）議事録の承認について 2　第 1286 回定例総会（11 月 13 日）議事録の承認について 3　第 74 回全国労働委員会連絡協議会総会及び運営委員会の概要について 4　令和元年度中国地区労使関係セミナーの開催について 5　個別労働関係紛争あっせん事件について 6　争議行為予告通知及び実情調査について 7　その他
1288 回	12.11	委員室	1　第 1285 回定例総会（10 月 30 日）議事録の承認について 2　第 1286 回定例総会（11 月 13 日）議事録の承認について 3　第 1287 回定例総会（11 月 27 日）議事録の承認について 4　第 75 回全国労働委員会連絡協議会総会における議題（案）の提出について 5　令和元年度中国地区労働委員会会長連絡会議の議題について 6　令和２年度中国地区労働委員会諸会議開催計画等について 7　全国労働委員会連絡協議会第１回運営委員会の議事概要について 8　令和元年度公労使委員個別紛争専門研修について 9　第 10 回今後の労働委員会の在り方作業チームについて 10 出前説明会の実施結果について 11 令和元年度中国地区労使関係セミナーin島根について 12 広島県労働委員会の講演会開催について 13 個別労働関係紛争あっせん事件について 14 争議行為予告通知及び実情調査について 15 その他
1289 回	12.25	委員室	1　第 1288 回定例総会（12 月 11 日）議事録の承認について 2　令和元年度中国地区労働委員会会長連絡会議について 3　労使ネットとっとり「労働紛争予防セミナー」について 4　令和２年度の年間業務計画について 5　令和元年版鳥取県労働委員会年報の編集方針について 6　労働委員会規則の一部を改正する規則の施行について 7　第 11 回今後の労働委員会の在り方作業チームについて 8　福岡県労働委員会事務局来県調査の概要について 9　個別労働関係紛争あっせん事件について 10 争議行為予告通知及び実情調査について 11 その他

（２）公益委員会議

令和元年に公益委員会議は２回開催された。

回数	月日	場　所	付　議　事　項　等
631 回	2.27	審理監査室	1　第 47 期鳥取県労働委員会委員候補者の推薦に係る組合資格審査について 2　その他
632 回	10.30	労働委員室	1　第 47 期鳥取県労働委員会委員候補者（補欠委員）の推薦に係る組合資格審査について 2　その他

（３）情報公開調整委員会

令和元年に情報公開調整委員会は開催されなかった。

（４）個人情報保護調整委員会

令和元年に個人情報保護調整委員会は開催されなかった。

（５）連絡会議

令和元年に開催された全国及び中国ブロック等の会議の概要は次のとおりである。

【委員連絡会議】

会議名	月 日	場 所	検 討 議 題 等	出席委員
第 60 回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議	1.15 (※)	徳島県徳島市万代町「徳島県庁」	1 公益財団法人の主たる出捐者である地方公共団体の使用者性について （島根県労委） 2 労働委員会の活性化のための更なる取組について （広島県労委） 3 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案の施行に向けての各県の対応方針について （香川県労委） ※西日本豪雨の影響により開催日が延期されたもの。当初予定日は平成３０年７月６日。	濱 田 会 長
中国地区労働委員会会長連絡会議	2.1	岡山県岡山市北区下石井「ピュアリティまきび」	1 当事者の個人的な関係が深く関わったあっせんの取扱いについて （島根県労委） 2 不当労働行為救済申立等の手続における労使関係正常化に向けた取り組みについて （岡山県労委） 3 平成 30 年の不当労働行為事件、労働争議の調製（あっせん）及び個別労働関係紛争のあっせんの概要と特に印象に残った事件について （昨年度会議での決定議題） 4 情報交換「労使の対立を背景としない労働争議への対応について」 （岡山県労委）	濱 田 会 長 浦 木 委 員
全国労働委員会会長連絡会議	6.7	島根県松江市千鳥町「ホテル一畑」	講演「働き方改革における労働委員会の役割と今後の課題」 （中央労働委員会地方調整委員 皆川 宏之氏） 1 今後の労働委員会の在り方に関する検討状況について （中労委）	濱 田 会 長

会議名	月 日	場　所	検　討　議　題　等	出席委員
第 145 回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会	6.18	山口県山口市湯田温泉「セントコア山口」	講演「働き方改革関連法による法改正に伴う法的問題等について～労働委員会による「あっせん・斡旋」の観点から～」 （山口県労働委員会会長代理 有田　謙司氏） 1　個別労働関係紛争における和解（合意事項）の実効性の確保策について （島根県労委） 2　労働委員会の今後の在り方検討について （鳥取県労委）	濱田会長 三谷代理 田中委員 宮城委員 竹上委員
第 61 回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議	7.9	広島県広島市中区「広島鴻池ビル」	1　会社に採用される前、会社を批判するビラを配布したことが従業員としての適性を有しないとされ、これを理由に行われた雇止めの不当労働行為該当性について （広島県労委） 2　コンビニエンスストアを経営する加盟者の「労組法上の労働者性」について （香川県労委）	濱田会長
第 74 回全国労働委員会連絡協議会総会	11.14～15	東京都中野区中野「中野サンプラザ」	1　講演 「働き方改革と労使関係」 講師：元中央労働委員会会長 菅野　和夫　氏 2　今後の労働委員会の在り方検討小委員会「中間整理」について-経験又は見解の交流- （中労委） 3　不当労働行為救済申立事件の当事者と関わりのある公益委員の回避及び参与委員の交代について-経験又は見解の交流- （北海道・東北ブロック公労使）	濱田会長 浦木委員 本川委員 田中委員 宮城委員 名越委員

【事務局連絡会議】

会議名	月 日	場 所	検 討 議 題 等	出席者
中国地区労働委員会事務局長連絡会議	2.1	岡山県岡山市北区下石井「ピュアリティまきび」	1 平成30年度中国地区労働委員会会長連絡会議の運営について （岡山県労委） 2 平成31年度中国地区労働委員会事務局審査主管課長会議の開催計画案について （山口県労委） 3 平成31年度中国地区労働委員会事務局調整主管課長会議の開催計画案について （岡山県労委） 4 今後の労働委員会の在り方検討小委員会等の対応について （鳥取県労委） 5 報告事項「平成31年度中国地区労働委員会諸会議開催計画について」 （岡山県労委）	安本局長 岸本副主幹 徳安主事
全国労働委員会事務局長連絡会議	6.6	島根県松江市千鳥町「ホテル一畑」	1 審査概況等について 2 調整事件等の概況について 3 今後の労働委員会の在り方に関する検討状況について 4 労働委員会間の研修生の受入れについて 5 議事懇談	森本局長 入江次長 前田（友）主幹
中国地区労働委員会事務局長連絡会議	6.18	山口県山口市湯田温泉「セントコア山口」	1 第145回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の運営等について （山口県労委）	森本局長 前田（史）主幹
中国地区労働委員会事務局審査主管課長会議	8.1～2	山口県山口市滝町「山口県庁」	講演「合同労組をめぐる不当労働行為制度上の問題」 （山口県労働委員会会長代理 有田 謙司氏） 1 組合員が遠隔地に居住しているため出頭できない、又は音信不通であるため出頭させることができない場合の不当労働行為審査の進め方について （広島県労委） 2 審査事件において、和解の促進に向けてどのような取組みをされているか （中労委）	前田（史）主幹 徳安主事

会議名	月 日	場 所	検 討 議 題 等	出席者
中国地区労働委員会事務局調整主管課長会議	8.27 ～28	岡山県岡山市北区下石井「ピュアリティまきび」	講演「働き方改革（同一労働同一賃金）への対応」 （中央労働委員会事務局　総務課長 寺山　洋一　氏） 1　個別あっせん事件において、あっせんに大きな影響を及ぼす可能性のある制度等についての認識が、当事者双方にない場合の対応について （鳥取県労委） 2　個別労働関係紛争のあっせんにおける当事者の対面について （島根県労委） 3　争議行為予告に対する実情調査の実施及び争議行為の虞のない集団的労使紛争への対応について（情報交換） （岡山県労委） 4　労働相談における相手側への照会やあっせん申請に至ったケース等について（情報交換） （岡山県労委）	前田（友）主幹 岩 下 主 事
全国労働委員会事務局調整主管課長会議	11.28	東京都港区芝公園「労働委員会会館」	1　都道府県労働委員会からの事例報告 2　都道府県労働委員会等からの業務報告	前田（友）主幹 前田（史）主幹 岩 下 主 事
全国労働委員会事務局審査主管課長会議	11.29	東京都港区芝公園「労働委員会会館」	1　審査事件において、和解の促進に向けてどのような取り組みをされているのか 2　行政手続オンライン化法の改正について～労委規則の改正～	前田（史）主幹 前田（友）主幹 岩 下 主 事

（６）その他の会議

・鳥取労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会定例会議

「第７章　５個別労働紛争解決制度関係機関の連携（３）」にて詳細記載

第２章　　不当労働行為の審査

概　　況

令和元年中に係属した不当労働行為救済申立事件はなかった。

なお、平成 17 年１月施行の労働組合法改正以降係属した事件は、平成 18 年に１件、平成 23 年に１件の係属があり、両事件ともに関与和解により終結したものである。

第３章　　労働組合の資格審査

１　概　　況

令和元年中に当労働委員会が取り扱った労働組合資格審査の件数は、新規係属が３件であり、前年からの繰越はなかった。申請理由は、いずれも委員推薦のためのものであり、これらすべてについて労働組合法上の規定に適合することが決定された。

２　労働組合資格審査一覧

（１）令和元年労働組合資格審査一覧表

番号	組　　合　　名	申請理由	申　請 年月日	決　定 年月日	処理状況
1	私鉄中国地方労働組合日ノ丸自動車支部	委員推薦	31.2.8	31.2.27	適　合
2	ＪＡＭ神鋼機器工業労働組合	委員推薦	31.2.8	31.2.27	適　合
3	私鉄中国地方労働組合日ノ丸自動車支部	委員推薦	1.10.21	1.10.30	適　合

（２）平成 20 年～令和元年申請理由別一覧表

申請理由 年別	委員推薦	不当労働行為救済申　立	法人登記	総会決議	計	備　　考
20	1	－	－	－	1	
21	3	－	－	－	3	
22	－	－	－	－	0	
23	3	1	－	－	4	
24	－	－	1	－	1	
25	3	－	－	－	3	
26	－	－	－	－	0	
27	2	－	－	－	2	
28	－	－	－	－	0	
29	4	－	－	－	4	
30	－	－	－	－	0	
令和元	3	－	－	－	3	

（注）前年からの繰越件数を含む件数である。

（３）平成 20 年～令和元年処理区分別一覧表

処理区分 年別	適合	不適合	取下げ	打切り	次年へ繰越	計	備考
20	1	－	－	－	－	1	
21	3	－	－	－	－	3	
22	－	－	－	－	－	0	
23	3	－	1	－	－	4	
24	1	－	－	－	－	1	
25	3	－	－	－	－	3	
26	－	－	－	－	－	0	
27	2	－	－	－	－	2	
28	－	－	－	－	－	0	
29	4	－	－	－	－	4	
30	－	－	－	－	－	0	
令和元	3	－	－	－	－	3	

（注）前年からの繰越件数を含む件数である。

第４章　　労働争議の調整

１　概　　況

令和元年中に係属した調整事件は、新規係属事件が２件であった。調整区分は、いずれもあっせんで、申請者は組合であった。業種は２件ともサービス業であり、調整事項は１件が今後の雇用計画についての協議等に関するもの、１件が団体交渉の促進に関するものであった。

令和元年中に終結したものは１件で、終結区分は解決であった。

２　事件一覧

番号	事件名	調整区分	申請月日 申 請 者	調 整 事 項	開始 月日	終結月日 終結区分	調整 回数	調整員
1	Ｘ争議	あっせん	2.6 組合	今後の雇用計画等	2.13	3.22 解決	1	(公)濱田 (労)松﨑 (使)江尻
2	Ｙ争議	あっせん	12.27 組合	団体交渉の促進	(R2) 1.8	次年繰越	－	(公)三谷 (労)本川 (使)宮城

３　取扱事件概要

（１）平成 31 年（調）第１号

Ｘ争議あっせん事件

申　請　者　　Ａ労働組合
被 申 請 者　　Ｘ
業　　種　　サービス業　　組合員数　３名
開 始 事 由　　組合申請
申 請 月 日　　２月６日
開 始 月 日　　２月 13 日
終 結 月 日　　３月 22 日
終 結 事 由　　解決　　調整回数　１回　　所要日数　45 日

ア　調整事項

今後の雇用計画等

イ　労使の主張

（ア）組合の主張

使用者の言動は退職勧奨に当たるため、離職事由を会社都合として離職したい。解決金も求めたい。

（イ）使用者の主張

離職事由は会社都合としてもよい。解決金についても応じる考えはある。

ウ　あっせんの経過

あっせんにおいて、調整事項に対する双方の考え方を確認した上で、解決金での解決を目指しあっせん員が当事者に個別に調整を行い、あっせん案を提示したところ双方受諾し、事件は解決した。

あっせん案（要旨）

1　被申請者と組合員（Ａ１・Ａ２・Ａ３）との雇用契約が、被申請者の都合により、平成〇年〇月〇日付けで終了すること
2　被申請者は、組合員（Ａ１・Ａ２・Ａ３）に対し、本件の解決金として金〇〇〇〇円を支払うこと
3　債権債務不存在の確認
4　口外禁止

（２）令和元年（調）第２号

Ｙ争議あっせん事件

申　請　者　　Ｂ労働組合
被 申 請 者　　Ｙ
業　　種　　サービス業　　組合員数　30 名
開 始 事 由　　組合申請
申 請 月 日　　12 月 27 日
開 始 月 日　　（令和２年）１月８日
終 結 月 日
終 結 事 由

ア　調整事項

団体交渉の促進

イ　労使の主張

（ア）組合の主張

使用者に団体交渉を申し入れているが、使用者が団体交渉に応じない。

（イ）使用者の主張

組合からの団体交渉の申し入れや要求書に対して文書で回答する等きちんと対応している。

第５章　　労働争議の実情調査と争議行為予告通知

１　概　　況

（１）労働争議の実情調査

労働委員会規則第 62 条の２の規定に基づく新規の労働争議の実情調査件数は 22 件で、昨年より１件少なかった。

調査開始事由は、労働関係調整法第 37 条の規定による公益事業の争議行為予告通知に基づくものが 20 件であった。また調査の終結事由は、自主解決によるものが 22 件であった。

（２）争議行為予告通知

労働関係調整法第 37 条の規定に基づく公益事業の争議行為予告通知の件数は 29 件で、昨年より１件多かった。

予告通知者を業種別にみると、病院業が９件、航空業が６件、道路貨物業が４件、港湾業が４件、陸上旅客業が３件、通信業が２件、電気・ガス業が１件であった。

２　労働争議実情調査一覧

番号	名　　称	交渉地(市町村)	調査事項	調査開始月日	調査終結月日	終結事由
1	鳥取医療生協争議	鳥取市	賃上げ等	3. 5	3.25	解　決
2	メディコープとっとり争議	鳥取市	賃上げ等	3. 5	3.25	解　決
3	三朝温泉病院争議	三朝町	賃上げ等	3. 5	4. 4	解　決
4	米子医療生協争議	米子市	賃上げ等	3. 5	6.25	解　決
5	日ノ丸自動車争議	鳥取市	賃上げ等	3.18	4. 4	解　決
6	日ノ丸ハイヤー争議	米子市	賃上げ等	3.18	4. 8	解　決
7	境港海陸運送争議(全日本港湾)	境港市	賃上げ等	3.20	6.10	解　決
8	日ノ丸西濃運輸争議（建交労）	鳥取市	賃上げ等	3.22	4. 4	解　決
9	因伯通運争議（建交労）	鳥取市	賃上げ等	3.25	4.23	解　決
10	済生会境港総合病院争議	境港市	賃上げ等	4. 4	5.13	解　決
11	境港海陸運送争議（全国港湾）	境港市	賃上げ等	4. 4	7.31	解　決
12	因伯通運争議（運輸労連）	鳥取市	賃上げ等	4.22	5. 9	解　決
13	済生会境港総合病院争議	境港市	夏季一時金等	5.13	5.13	解　決
14	境港海陸運送争議(全日本港湾)	境港市	夏季一時金等	6.10	7. 9	解　決
15	済生会境港総合病院争議	境港市	年末一時金等	10. 8	11.21	解　決
16	鳥取医療生協争議	鳥取市	年末一時金等	11.11	11.20	解　決
17	メディコープとっとり争議	鳥取市	年末一時金等	11.11	12. 5	解　決
18	三朝温泉病院争議	三朝町	年末一時金等	11.11	12.10	解　決
19	米子医療生協争議	米子市	年末一時金等	11.11	12. 5	解　決

番号	名　　称	交渉地(市町村)	調査事項	調査開始月日	調査終結月日	終結事由
20	境港海陸運送争議(全日本港湾)	境港市	冬季一時金等	11.21	12. 3	解　決
21	日ノ丸自動車争議	鳥取市	年末一時金等	11.22	12. 3	解　決
22	日ノ丸ハイヤー争議	米子市	年末一時金等	12. 2	12. 9	解　決

３　争議行為予告通知一覧

番号	通知者		受付労委	交渉事項	受付月日	予告月日	備　　考
	名　　称	所在地(都道府県)					
1	国鉄労働組合	東京都	中労委	賃上げ等	2.14	2.27	
2	ＡＮＡ乗員組合	東京都	中労委	人員配置改善等	2.15	3.17	
3	全日本建設交運一般労働組合	東京都	中労委	労働条件改善等	2.19	3. 7	因伯通運分会 日ノ丸西濃運輸分会
4	全日本港湾労働組合	東京都	中労委	賃上げ等	2.25	3. 8	境港支部
5	全国電力関連産業労働組合総連合	東京都	中労委	賃上げ等	2.25	3. 8	
6	エヌ・ティ・ティ労働組合	東京都	中労委	賃上げ等	2.26	3.11	
7	全日本建設交運一般労働組合全国鉄道本部	東京都	中労委	賃上げ等	2.27	3.14	西日本米子地方本部 (建交労鉄道)
8	全日本運輸産業労働組合連合会	東京都	中労委	賃上げ等	2.27	3.15	因伯通運労働組合
9	全国労災病院労働組合	東京都	中労委	統廃合反対等	2.28	3.13	山陰労災支部
10	全日本空輸乗員組合	東京都	中労委	賃上げ等	3. 4	3.17	
11	日本私鉄労働組合総連合会	東京都	中労委	賃上げ等	3. 4	3.15	日ノ丸自動車支部
12	鳥取県医療労働組合連合会	鳥取県	鳥取県	賃上げ等	3. 4	3.14	鳥取医療生協労働組合・メディコープとっとり労働組合・三朝温泉病院労働組合・米子医療生協労働組合

番号	通知者		受付労委	交渉事項	受付月日	予告月日	備考
	名称	所在地（都道府県）					
13	ＫＤＤＩ労働組合	東京都	中労委	賃上げ等	3. 7	3.22	
14	全国港湾労働組合連合会	東京都	中労委	協定の改定等	3.11	3.22	
15	全済生会労働組合	埼玉県	中労委	賃上げ等	3.18	4. 1	境港病院支部
16	ＡＮＡウイングス乗員組合	福岡県	中労委	安全運航等	4. 5	4.17	
17	全済生会労働組合	埼玉県	中労委	夏季一時金等	5.10	5.23	境港病院支部
18	ＡＮＡウイングス乗員組合	福岡県	中労委	安全運航等	5.31	6.11	
19	全日本港湾労働組合日本海地方本部	新潟県	中労委	夏季一時金等	6. 7	6.25	境港支部
20	全済生会労働組合	埼玉県	中労委	年末一時金等	10. 3	10.18	境港病院支部
21	全国労災病院労働組合	東京都	中労委	統廃合反対等	10. 4	10.25	山陰労災支部
22	全済生会労働組合	埼玉県	中労委	年末一時金等	10. 4	10.18	境港病院支部
23	鳥取県医療労働組合連合会	鳥取県	鳥取県	年末一時金等	10.18	11. 7	鳥取医療生協労働組合・メディコープとっとり労働組合・三朝温泉病院労働組合・米子医療生協労働組合
24	ＡＮＡウイングス乗員組合	福岡県	中労委	安全運航等	10.28	11. 8	
25	全日本運輸産業労働組合連合会	東京都	中労委	年末一時金等	10.31	11.15	因伯通運労働組合
26	全日本空輸乗員組合	東京都	中労委	勤務に関する要求等	11. 1	11.16	
27	日本私鉄労働組合総連合会	東京都	中労委	年末一時金等	11.12	11.23	日ノ丸自動車支部
28	全日本港湾労働組合日本海地方本部	新潟県	中労委	年末一時金等	11.12	11.29	境港支部
29	全日本国立医療労働組合	東京都	中労委	労働条件改善等	11.19	12. 2	

第６章　　個別労働関係紛争の相談・あっせん

１　労働相談

（１）対応状況

労働相談会における労働相談を含め、令和元年における対応状況は以下のとおりである。

ア　相談内容

件　　数 （重複集計）	相　談　内　容　（重複集計）〔件〕				
	経営又は 人事（解雇等）	賃金等 （未払い等）	労働条件等 （勤務時間等）	職場の人間関係 （嫌がらせ等）	その他
407	86	67	128	81	45

イ　対応状況

労働相談会における労働相談を含め、令和元年における対応状況は以下のとおりである。

件　　数 （実数集計）	対　応　状　況　（実　数）〔件〕			
	助　　言	法令の説明	あっせん 制度説明	他機関紹介
272	215	15	6	36

（２）関係機関による日曜労働相談会の開催（年３回、県内３地区一斉開催）

労働委員会の労働相談をＰＲして「労使ネットとっとり」の周知を図るとともに、平日における相談が困難な県民等に配慮し、労働問題に詳しい労働委員会の委員が直接助言を行う日曜労働相談会を開催した。なお、開催にあたってはいずれも県中小企業労働相談所（みなくる鳥取・倉吉・米子）、日本司法支援センター鳥取地方事務所（法テラス鳥取）、鳥取労働局、鳥取県社会保険労務士会及び鳥取県弁護士会と共催した。

ア　３月【島根県と開催】

東部	日　　時	平成 31 年 3 月 3 日（日）午前 10 時から午後 3 時まで
	会　　場	県民ふれあい会館（鳥取市扇町）
	相談対応者	(公)三谷代理、(使)宮城委員
中部	日　　時	平成 31 年 3 月 3 日（日）午前 10 時から午後 3 時まで
	会　　場	県立倉吉未来中心（倉吉市駄経寺町）
	相談対応者	(公)濱田会長、（労）本川委員
西部	日　　時	平成 31 年 3 月 3 日（日）午前 10 時から午後 3 時まで
	会　　場	国際ファミリープラザ（米子市加茂町２丁目）
	相談対応者	(公)門脇委員、(労)松﨑委員

（参考）　島根県労働委員会の相談会：平成 31 年３月３日（日）出雲市内で実施

イ　６月【島根県と開催】

東部	日　　時	令和元年６月 30 日（日）午前 10 時から午後３時まで
	会　　場	県民ふれあい会館（鳥取市扇町）
	相談対応者	(公)三谷代理、(使)宮城委員
中部	日　　時	令和元年６月 30 日（日）午前 10 時から午後３時まで
	会　　場	倉吉市文化活動センター（倉吉市住吉町）
	相談対応者	(労)田中委員
西部	日　　時	令和元年６月 30 日（日）午前 10 時から午後３時まで
	会　　場	米子市福祉保健総合センターふれあいの里（米子市錦町）
	相談対応者	(公)門脇委員、(使)江尻委員

（参考）　島根県労働委員会の相談会：令和元年６月 30 日（日）浜田市内で実施

ウ　10 月【島根県と開催】

東部	日　　時	令和元年 10 月 27 日（日）午前 10 時から午後３時まで
	会　　場	県民ふれあい会館（鳥取市扇町）
	相談対応者	(労)安養寺委員、(使)和田委員
中部	日　　時	令和元年 10 月 27 日（日）午前 10 時から午後３時まで
	会　　場	倉吉未来中心（倉吉市駄経寺町）
	相談対応者	(使)宮城委員、(使)名越委員
西部	日　　時	令和元年 10 月 27 日（日）午前 10 時から午後３時まで
	会　　場	米子市公会堂（米子市角盤町２丁目）
	相談対応者	(使)江尻委員

（参考）島根県労働委員会の相談会：令和元年 10 月 27 日（日）松江市内で実施

（３）１２時間労働相談（「労使ネットとっとり」労働相談週間事業）

労使ネットとっとりの相談フリーダイヤル(0120－77－6010)にちなみ、その周知・ＰＲを図るため、６月 10 日を「労使ネットとっとり」労働相談の日と称して、当該１週間について 12 時間の相談対応を行った。

日　　時	令和元年６月３日（月）から６月７日（金）まで 午前８時から午後８時までの 12 時間
会　　場	労使ネットとっとり(県庁第二庁舎７階　労働委員会事務局内)
相談対応者	事務局職員

2　個別労働関係紛争あっせん事件

令和元年中の新規申請は35件で、労働者からの申請が34件、使用者からの申請が1件であり、終結が33件、次年への繰越が2件であった。終結区分は解決18件、取下げ6件、打切り9件であった。

〔あっせん事件一覧〕

事件番号	申請日 申請者	あっせん事項	開始日	終結日 終結区分	あっせん回数	処理日数	あっせん員
30-30	H30 10.17 労働者	復職に関する話合い	H30 10.18	H31.3.5 取下げ (関与解決)	3回	108日	(公)浦木 (労)本川 (使)稲井
30-34	11.27 労働者	離職に関する話合い	11.28	1.11 解決	2回	46日	(公)三谷 (労)安養寺 (使)和田
30-36	12.17 労働者	労働条件等に関する話合い	12.17	1.25 解　決	1回	35日	(公)山本 (労)安養寺 (使)宮城
31- 1	H31 1.9 労働者	離職に関する話合い	H31 1.9	3.26 取下げ (関与解決)	－	4日	(公)濱田 (労)澤田 (使)稲井
31- 2	1.28 労働者	未払い賃金に関する話合い	1.29	2.14 取下げ	－	18日	(公)濱田 (労)松﨑 (使)和田
31- 3	2.8 労働者	雇用継続に関する話合い	2.12	3. 1 解　決	1回	22日	(公)門脇 (労)安養寺 (使)江尻
31- 4	2.13 労働者	離職に関する話合い	2.14	3.29 解　決	2回	45日	(公)石黒 (労)松﨑 (使)竹上
31- 5	3.1 労働者	解雇の撤回に関する話合い	3.1	3.22 打切り	－	22日	(公)杉山 (労)本川 (使)江尻
31- 6	3.3 労働者	配置転換に関する話合い	3.13	3.22 取下げ	－	20日	(公)山本 (労)田中 (使)稲井
31- 7	3.7 労働者	再雇用に関する話合い	3.7	3.14 取下げ	－	8日	(公)濱田 (労)澤田 (使)稲井
31- 8	3.19 労働者	解雇に関する話合い	3.20	4.14 解　決	1回	27日	(公)濱田 (労)澤田 (使)稲井
31- 9	3.22 労働者	離職に関する話合い	3.25	4.21 解　決	1回	31日	(公)浦木 (労)安養寺 (使)宮城

事件番号	申請日 申請者	あっせん事項	開始日	終結日 終結区分	あっせん回数	処理日数	あっせん員
31-10	4.19 労働者	解雇に関する話合い	4.24	R元 5.24 取下げ	-	36日	(公)松田 (労)本川 (使)和田
31-11	4.22 労働者	労務管理の不備に関する話合い	4.24	6.14 解　決	1回	54日	(公)門脇 (労)松﨑 (使)竹上
R1-12	R元 5.9 労働者	復職に関する話合い	R元 5.9	7.25 打切り	2回	78日	(公)濱田 (労)澤田 (使)宮城
1-13	5.10 労働者	離職に関する話合い	5.10	6.27 解　決	1回	49日	(公)山本 (労)安養寺 (使)宮城
1-14	5.30 労働者	退職金に関する話合い	5.31	8.27 取下げ (関与解決)	―	90日	(公)石黒 (労)松﨑 (使)江尻
1-15	5.31 労働者	職場環境に関する話合い	5.31	7.22 打切り	1回	53日	(公)濱田 (労)澤田 (使)宮城
1-16	5.31 労働者	職場環境に関する話合い	5.31	7.22 打切り	1回	53日	(公)濱田 (労)澤田 (使)宮城
1-17	6.7 労働者	復職に関する話合い	6.10	8. 8 取下げ (関与解決)	2回	63日	(公)三谷 (労)田中 (使)宮城
1-18	6.11 労働者	離職等に関する話合い	6.11	6.28 打切り	―	18日	(公)河本 (労)本川 (使)和田
1-19	6.13 労働者	離職に関する話合い	6.13	7. 6 解　決	1回	24日	(公)太田 (労)松﨑 (使)竹上
1-20	6.24 労働者	離職に関する話合い	6.25	8. 5 解　決	1回	43日	(公)門脇 (労)田中 (使)竹上
1-21	6.30 労働者	離職に関する話合い	7.1	9.20 打切り	1回	83日	(公)濱田 (労)本川 (使)和田
1-22	7.1 使用者	離職に関する話合い	7.2	8.28 打切り	1回	59日	(公)三谷 (労)池内 (使)和田
1-23	7.29 労働者	離職に関する話合い	7.29	8.18 解　決	1回	21日	(公)門脇 (労)本川 (使)竹上

事件番号	申請日 申請者	あっせん事項	開始日	終結日 終結区分	あっせん回数	処理日数	あっせん員
1-24	8.22 労働者	離職に関する話合い	8.22	10. 2 取下げ (関与解決)	-	42日	(公)山本 (労)本川 (使)宮城
1-25	8.30 労働者	賞与に関する話合い	8.30	9.27 打切り	―	29日	(公)門脇 (労)松﨑 (使)竹上
1-26	9.9 労働者	配置転換に関する話合い	9.9	9.17 取下げ	-	9日	―
1-27	9.9 労働者	離職に関する話合い	9.9	10. 7 打切り	-	29日	(公)杉山 (労)田中 (使)江尻
1-28	10.21 労働者	ハラスメントに関する話合い	10.23	11.25 解　決	1回	36日	(公)濱田 (労)田中 (使)名越
1-29	10.27 労働者	ハラスメントに関する話合い	10.28	12. 4 解　決	1回	39日	(公)三谷 (労)安養寺 (使)和田
1-30	10.28 労働者	復職に関する話合い	10.28	11.22 解　決	1回	26日	(公)濱田 (労)澤田 (使)名越
1-31	11.5 労働者	離職に関する話合い	11.5	12. 8 解　決	1回	34日	(公)杉山 (労)澤田 (使)竹上
1-32	11.6 労働者	復職に関する話合い	11.6	11.21 取下げ	-	16日	(公)三谷 (労)安養寺 (使)宮城
1-33	11.7 労働者	離職に関する話合い	11.7	12.19 解　決	1回	43日	(公)山本 (労)本川 (使)宮城
1-34	12.2 労働者	離職に関する話合い	12.2	次年繰越			(公)濱田 (労)田中 (使)宮城
1-35	12.6 労働者	離職に関する話合い	12.9	次年繰越			(公)三谷 (労)安養寺 (使)和田

第７章　　労使ネットとっとり（個別労使紛争解決支援センター）の活動

１　概況

人事労務管理の個別化や雇用形態の変化等に伴い、個々の労働者と事業主との間で労働関係上の紛争が増加していることを受け、個別労働紛争の未然防止を図り、迅速な解決を促進することを目的として、平成 14 年に「鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例」が施行され、この条例に基づいて鳥取県労働委員会による個別労働関係紛争あっせん制度が整備された。

労働委員会の「あっせん」と労働相談を分かりやすく利用しやすいものとするため、平成 21 年度からは労働委員会内に「個別労使紛争解決支援センター」を設置し、これに「労使ネットとっとり」の愛称をつけ、県民に直接届く情報提供に努めている。

令和元年末までに 400 件を超えるあっせんを取扱っているが、労働委員会が行う労働相談や「あっせん」等に対する県民の認知度はいまだ高いとは言えないのが現状である。

このため、以下の広報基本方針を定め、可能な限り幅広い広報手段を通じて、個別労使紛争解決支援機関としての「労使ネットとっとり」の労働相談受付や「あっせん」等について、県内に働く一人ひとりの労働者や事業主に届くよう積極的な周知に努めた。

２　周知広報活動

（１）　広報の基本方針

ア　広報内容

個別労使紛争解決支援機関としての「労使ネットとっとり」の存在に加えて、その特長である、①公益側委員、労働者側委員、使用者側委員の三者構成のあっせん員が調整の任に当たること、②あっせん員・事務局職員が現地に出向く現地主義であること、③解決が見込まれる場合には（時間や回数の制限なく）何度でもあっせんを行うことの３点と、これまでの解決率、平均処理日数、被申請者の参加率等の実績についても広報・ＰＲする。

イ　集中広報期間等

「労使ネットとっとりの日」（平成 24 年６月 13 日第 1107 回総会決定）の６月 10 日がある６月、全国労働委員会連絡協議会の「個別労働関係紛争処理制度周知月間」である 10 月に集中的に広報を行うとともに、該当月については、地方紙の発行エリア、民放テレビ、ラジオのローカル局の放送エリアが重なる島根県と共同した広報・ＰＲ活動を行う。

ウ　広報媒体等

○引き続き可能な限り多くの広報媒体の利用を検討するとともに、リーフレットの作成や、新聞へのまんが広告の掲載、県庁舎等への懸垂幕・横断幕の掲出等、県民により親しみやすい方法で広報する。

○県内の高校で卒業を控えた高校３年生に対して、県中小企業労働相談所発行の冊子「ＴＨＥ社会人」と併せて労使ネットとっとりのクリアファイルを配布するなど、「未来の労働者」に対する労働教育、紛争の未然防止等の観点からＰＲをしていく。

○県民や事業者に労働委員会の個別労働関係紛争あっせん制度や、労働相談の認知度を一層

高めることを目的として、「労使ネットとっとり」啓発ステッカーを作成し、県庁舎等の公共施設や掲示協力企業に送付する。ステッカーを身近な場所に掲示することで、労働者・事業者、若年世代が親しみをもつとともに職場環境の改善等に対する関心を高める。

（２）　主な周知広報活動

ア　労働相談会・労働相談週間の取組み

①関係機関による日曜労働相談会の開催（年３回、県内３地区一斉開催）

「第６章　個別労働関係紛争の相談・あっせん　１（２）」にて詳細記載

②「労使ネットとっとり」労働相談週間（６月）

「第６章　個別労働関係紛争の相談・あっせん　１（３）」にて詳細記載

イ　労働相談会・労働相談週間等の周知広報活動

①リーフレット・ティッシュの街頭での配布

集客施設の来場者に対し、日曜労働相談会の実施や関係機関の個別労働関係紛争処理関係機関の各相談窓口を紹介するチラシが入ったティッシュペーパーを配布し、「労使ネットとっとり」の周知を図った 。なお 、一斉配布の実施に当たっては、県商工労働部雇用人材局及び県中小企業労働相談所（みなくる）、日本司法支援センター鳥取地方事務所（法テラス鳥取）、社会保険労務士会と連携して行った。

○６月　街頭ＰＲ

東部	日　　時	令和元年６月８日（土）午前９時から正午まで
	会　　場	イオン鳥取北店（鳥取市晩稲）
	配　布　者	（公）三谷会長代理、（労）安養寺委員、事務局職員
中部	日　　時	令和元年６月８日（土）午前10時から午後１時まで
	会　　場	倉吉パープルタウン及び新あじそうパープル店（倉吉市山根）
	配　布　者	（公）濱田会長、（労）澤田委員、事務局職員
西部	日　　時	令和元年６月８日（土）午前９時から正午まで
	会　　場	イオン日吉津店（日吉津村日吉津）
	配　布　者	（公）杉山委員、（使）竹上委員、事務局職員

○１０月街頭ＰＲ

東部	日　　時	令和元年 10 月 12 日（土）午前 9 時から正午まで
	会　　場	イオン鳥取北店（鳥取市晩稲）
	配　布　者	（公）浦木委員、（使）和田委員、事務局職員
中部	日　　時	令和元年 10 月 12 日（土）午前 10 時から午後 1 時まで
	会　　場	倉吉パープルタウン及び新あじそうパープル店（倉吉市山根）
	配　布　者	（労）田中委員、事務局職員
西部	日　　時	令和元年 10 月 12 日（土）午前 9 時から正午まで
	会　　場	イオン日吉津店（日吉津村日吉津）
	配　布　者	（労）松﨑委員、（使）竹上委員、事務局職員

（参　考）島根県労働委員会の街頭ＰＲ実施状況
令和元年 10 月 2 日（水）ＪＲ松江駅前（松江市朝日町）

②新聞広告（鳥取県からのお知らせ）

地区	掲載日	媒　体	告　知　内　容
全域	令和元年 10月20日（日）	日本海新聞	フリーダイヤル・労働相談 10月27日（日）日曜労働相談会

③新聞タウン情報誌

地区	日程	媒体	告知内容
鳥取県内全域、島根県安来市、兵庫県但馬地方	2 月 14 日(木)	日本海新聞 タウン情報誌 「うさぎの耳」	労使ネットとっとりの周知 （フリーダイヤルでの相談） 3 月 3 日(日)日曜労働相談会
〃	6 月 13 日(木)	〃	〃 6 月 30 日(日)日曜労働相談会
〃	10 月 10 日(木)	〃	〃 10 月 27 日(日)日曜労働相談会

④テレビ・ラジオ番組への出演

○ＮＨＫとっとり放送局放送「いろ☆どり」への出演

放送日時	出演者	ＰＲ内容
令和元年６月 21 日（金） 午後６時 10 分から	（労）安養寺委員、 事務局職員	日曜労働相談会（ ６月 30 日(日)）

⑤懸垂幕・横断幕の掲出

地区	場　所	媒　体	掲出期間	告　知　内　容
東部	県議会棟 （鳥取市東町）	横断幕	６月3日（月）から ６月28日（金）まで	全国共通キャッチフレーズ 「ご存じですか？労使ネットとっとり ～雇用のトラブル　まず相談～」 労使ネットとっとりのロゴマーク 相談フリーダイヤル
			10月１日（火）から 10月31日（木）まで	
中部	中部総合事務所 （倉吉市東巌城町）	懸垂幕	６月3日（月）から ６月28日（金）まで	
	倉吉未来中心 （倉吉市駄経寺町）		10月１日（火）から 10月31日（木）まで	
西部	米子市営武道館 （米子市糀町）	横断幕	６月3日（月）から ６月28日（金）まで	
			10月１日（火）から 10月31日（木）まで	

⑥その他相談会の周知広報活動

○市町村広報紙におけるお知らせの掲載

○関係機関に対するチラシの配布

※電子申請による予約用のＱＲコードを掲載

〔主な配布先〕国、県、市町村窓口（労働関係、相談関係等）、図書館、社会福祉協議会、労働者団体（労働組合等）、使用者団体（経営者協会、商工会議所、商工会、青年会議所等）、大学・専門校、県内高等学校・特別学校等（就職希望の卒業生に対して配布）

○県内コンビニエンスストア「鳥取県情報コーナー」におけるチラシの配架

○県政記者クラブに対する報道資料提供

○関係各所の関係機関広報誌またはホームページでの告知依頼

〔主な依頼先〕市町村、共催機関、労働関係団体、経営者団体等

○労使ネットとっとり公式ホームページによる告知

＜チラシ　ＱＲコード＞

（ウ）労働相談窓口の周知ステッカーの作成及び掲示

地　区	作成枚数	掲示箇所	周　知　内　容
全　域	周知ステッカー （2種類、計10,000枚）	トイレ、洗面所周辺等の利用者の目に届きやすい場所	労使ネットとっとり フリーダイヤル

当労働委員会の実施する労働相談の窓口を広くPRするため、平成28年に周知ステッカーを作成し、令和元年も引き続き県内の公共施設等に掲示の依頼を行った。

※なお、県知事賞を受賞した「聞くゾウくん」を鳥取県労働委員会個別労使紛争解決支援センター（愛称「労使ネットとっとり」）の公式マスコットキャラクターとして活用

ver.1「あなたの話を聞くけんね」	ver.2「職場を笑顔いっぱいにしようで」
公共施設用	事業所用

〔掲示先〕

1　公共施設

県庁（本庁舎、中部総合事務所、西部総合事務所、東部庁舎、八頭庁舎、県立ハローワーク）、市町村役場（北栄町以外）、とりぎん文化会館、米子コンベンションセンター

2　県内企業・店舗

株式会社いない、イオンリテール株式会社（イオン日吉津店、イオン米子駅前店、イオン鳥取北店）、株式会社ポプラ、株式会社ファミリーマート、鳥取市役所、株式会社サンマート　等

＜とりぎん文化会館＞

＜鳥取県庁＞

（エ）「未来の労働者・使用者（県内高校生）」向けの広報

クリアファイルの配布（未来の労働者・使用者である高校生向け啓発）

地　区	日　程	媒　体	告　知　内　容
全　域	12月中旬	クリアファイル5,700部	労使ネットとっとり周知 フリーダイヤル・労働相談

未来の労働者・使用者に対する労働紛争の未然防止、労働教育に役立つよう、就職・進学を控えた県内の高校３年生全員に対し、県中小企業労働相談所（みなくる）の「ＴＨＥ社会人」に併せて労使ネットとっとりのクリアファイルを配付し、「労働関係の専門機関」としての周知を図った。

（オ）その他

10 月は全国労働委員会連絡協議会における、個別労働関係紛争処理制度周知月間であり、前記（１）及び（２）の周知活動のうち、10 月に実施した取組みは共同ＰＲ事業として位置づけている。

３　出前講座

これから社会に出ていく高校生や大学生などの、未来の労働者又は事業主に対する労働教育、労使紛争の未然防止及び労働委員会の認知度向上を目的として、高校生・大学生等を対象に行う出前講座を令和元年に２回開催した。

（１）鳥取県立鳥取緑風高等学校における出前講座

日程：令和元年７月 24 日（水）
場所：鳥取緑風高等学校視聴覚室
講師：（使）和田委員、（労）田中委員
参加者：生徒 26 名、教諭

【概要】

最初に、和田委員から「長年、製造メーカーに勤務し教えられたことや気づいたこと」と題して、「見えないものほど大切に」、「目標の必要性」、「コミュニケーションの取りかた」など、これまでの御自身の経験に裏打ちされた、社会人として成長する上で大事にすべきことについて、様々なアドバイスを行い、次に、田中委員から「働くときの基本ルール」と題して、「ＴＨＥ社会人　働く若者のルールブック」の小冊子を参照しながら、ワークルールについてのクイズなどを交え、社会人になる・働く際に知っておくべきことについて、わかりやすく説明し、生徒は熱心に聞き入っていた。

経験に裏打ちされたアドバイス

わかりやすいワークルールの説明

（２）鳥取県立青谷高等学校における出前講座

日程：令和元年 12 月６日（金）

場所：青谷高等学校大研修室

講師：（労）田中委員

参加者：生徒 85 名、教諭

【概要】

パワーポイント及び「ＴＨＥ社会人　働く若者のルールブック」の小冊子を用いながら、ワークルールについてのクイズなどを交え、社会人になることや働くことの意義、「労働条件通知書」や「就業規則」を確認することの大切さ、今後、困ったり悩んだりしたときの相談窓口の活用の仕方など、これから働く際に知っておくべきことについて、わかりやすく説明し、生徒は熱心に聞き入っていた。

大研修室での講義風景

ブラック企業についての説明

４　労働紛争予防セミナー

〔期日等〕

期　日　平成 31 年３月 12 日（火）

場　所　とりぎん文化会館２階　第２会議室（鳥取市尚徳町１０１－５）

参加者　鳥取県労働委員会委員・あっせん員候補者、労使関係団体、関係機関ほか

〔講演〕

講　師　島根電工株式会社代表取締役社長　荒木　恭司　氏

演　題　「働き方改革こそ成長戦略～社員と共に伸びる会社づくり～」

〔概要〕

社員とその家族が一番大切であると考え、「期待をこえる感動を！」をスローガンに社員を育て、新しい仕事や顧客を創っていった島根電工の取組について、具体例を挙げながら講演がなされた。

国を挙げて「働き方改革」が提唱され、経営者・労働者双方の意識や姿勢の変革が求められているこの時代に、週３日のノー残業デーやプレミアムフライデーの実施など大胆に仕組みを変えて、業績を伸ばしている企業の実践事例を具体的に示した本講演に対し、参加者からは、

・働き方改革という時宜を得たテーマであり、大変参考になった。

・実際に取り組まれている内容の話だったので、とても分かりやすかった。

・講師のお話がとても興味深く、一人の労働者としての心構えを考えることができた。

・経営者の理念の大切さがわかった。

・誰にでもわかりやすい内容で良かった。機会があればまた参加したい。

など、大きな反響があった。

５　個別労働紛争解決制度関係機関の連携

個別労働関係紛争解決制度を運用している機関・団体が連携して、以下の取組を実施した。

（１）関係機関による日曜労働相談会の開催（年３回、県内３地区一斉開催）

「第６章　個別労働関係紛争の相談・あっせん　１（２）」にて詳細記載

（２）労働紛争予防セミナー

前掲「４　労働紛争予防セミナー」のとおり

（３）鳥取労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会定例会議

個別労働関係紛争解決制度を運用している機関・団体が、それぞれの制度の運用状況等についての情報交換や円滑な連携のための方策等について協議・実施することにより、各機関・団体との連携強化を図り、もって労働関係紛争の解決の促進に資することを目的としてこれらの機関・団体を構成員とする連絡協議会を組織し、原則年１回の定例会議を開催することとしている。本年は以下のとおり開催した。

ア　日時

令和元年７月 23 日（月）

イ　場所

鳥取労働局（鳥取市富安）

ウ　会議内容等

（ア）　各機関で運用している労働相談、個別紛争解決制度の概要及び平成３０年度を中心とした実施状況
（イ）　協議会合同研修会の実施について（実施の要否）
（ウ）　各機関における不調事案の処理にかかる検討
（エ）　各機関からの協議事項
（オ）　意見交換等

エ　概要

鳥取地方裁判所、鳥取県商工労働部、鳥取県中小企業労働相談所、日本司法支援センター鳥取地方事務所、鳥取県弁護士会、鳥取県社会保険労務士会、鳥取労働局、鳥取県労働委員会が参加し、各機関・団体で運用している労働相談、個別労働紛争解決制度等の運用状況についての情報交換を行ったほか、鳥取県弁護士会からの協議事項として、今後増加していくと思われるパワハラについての相談について、どのように各相談機関で役割分担し、適切に対応していくかについて意見交換を行った。本年度からの新規協議事項としては、鳥取県労働委員会と鳥取労働局から個別労働紛争におけるあっせん打切り事案を提出し、その処理にかかる検討を行った。また、各機関の相談員のスキルアップを目指し、協議会合同研修会を今後実施することが決定された。

６　委員寄稿文

（１） 労委労協（2019 年３月号）鳥取県労働委員会労働者委員寄稿

＜会員交流＞

原点は「男女平等参画社会」

澤田　陽子（鳥取県労働委員会労働者委員）

労働者委員に就任し、あっという間の１年８カ月でした。当初、鳥取県はあっせん件数が全国で一番多いということも知らなかった私です。さらに、和解に向けた取り組みの中で、事件をお金で解決するということも何となく嫌でした。そもそも、「あっせん」そのものを知らないということが一番の不安でした。

私の住む町も中小企業が多く、労働組合の無い職場で働く労働者は、会社で困ったことがあったら、どこに・誰に相談するのかがわかりません。改めて労働組合の必要性を感じました。

私自身の労働組合の原点は「男女平等参画社会をめざして」だったと思います。1985 年に制定された男女雇用機会均等法の前後は、女性を取り巻く運動も大いに盛り上がりましたが、当時を支えた人たちの退職や引退後に、つながる運動の盛り上がりを何か残していかなくては、そんな思いの中で労働組合の男女平等に取り組みました。

職場の中で、地域の中で、労働組合の中で男女平等になっていない現実に腹立たしさを覚え、家庭の中は特に大変でした。

男性が就労、女性が家事・育児という性別役割分担が「常識」であった時代から「男女がともに担う」時代へと、確実に社会を動かしてきた運動があり、この運動の歴史に学び、さらに女性の力を生かせる時代へと切り拓いていくことが望まれます。しかし自ら手を挙げて役員になる人は、今も昔もそうはいません。

自治労鳥取県本部の執行委員長時代に他県の女性役員から「どうしたら委員長になれたの？」「なったの」ではなく「なれたの？」と聞かれることが何度もありました。答えは決まっています。「鳥取の男性役員が本気で女性の登用を考えたからです」「男女平等参画を流行語で終わらせてはいけない」と考える男性役員がいたからです。

まだまだ、組織のトップは男性が占めています、私はトップが向いている方向に男女平等があるか、そうでないかで決まると思っています。

鳥取県は男女共同参画に力を入れております。あらゆる分野で男女共同参画の意思を持って取り組んでいます。ちなみに鳥取県労働委員会は公益委員・労働者委員・使用者委員各５人のうちそれぞれ２人は女性です。労働委員会の会長も一番若い女性です。

先日、定例総会終了後に女性委員６人と事務局の女性スタッフ３人でちょっと有名になった「大江ノ郷自然牧場」までパンケーキを食べに行きました。とても和やかに楽しい時間を過ごすことができました。物事を進めるにあたって人とのかかわりが大切です。当たり前のようでなかなか出来ないこともあるのですが、これからも大切にして行きたいと思っています。

ここで、冒頭のあっせんに対する不安を解消するためにちょっと良かったことについて触れてみます。

事件を担当する前に先輩（年齢ではなく委員経験年数）のあっせんを傍聴させていただきま

した。これが、私にとって初めての生の研修でした。事件の内容が見えたとき、申請者はこれで納得するのだろうか、被申請者は提示された金額を支払うのだろうか、心配でした。さすがに公労使のチームプレイも良く和解となりました。事件の担当を受ける前に傍聴することができて非常に良かったと思っています。

２回目となる研修は、公労使委員個別紛争専門研修(東京中野サンプラザ)でした。グループディスカッションの参加者の中には、労使とも歩み寄りに大きな苦労をしていると話す人、申請者側が落ち度があったとは認めたくないと頑張って長時間になりしんどい、などなど苦労話が出されていました。この時、私はすでに６件の事件で成功事例を持っての参加でしたので、発言を求められたときも自信を持って発言することができました。

労働者が、あっせん申請をしようか、やめようか悩んでいる日々は大変であっただろうと思いますが、「勇気を出して、相談してよかった」と言って帰る申請者の姿に、明日があると思います。

最後に、「私と労働組合」について前段で触れていますが、労働組合を通して「男女平等参画」に取り組むことが出来ました。働く女性の人権に向き合うことができたと思っています。連合は間もなく結成30周年を迎えますが、結成当初から、労働運動をはじめあらゆる分野に女性の積極的な参加を進め、男女平等の社会の実現をはかることを基本目標に掲げ、社会のあらゆる分野での男女平等の実現、働く女性の雇用・労働条件の向上、母性保障の充実、社会環境の改善に取り組む。このため労働組合への女性の積極的参加を進め、男女平等の社会づくりをめざした活動を進める。このことを結成されたばかりの連合は、当初から男女平等参画の課題に積極的に取り組んでいくことを重要な柱としていました。30年たった今も続く課題です。

全国的に実施した労働相談ダイヤルをはじめ、女性の労働相談など、相談内容の多くはさまざまなハラスメントです。パワーハラスメントが原因で自死に至ったケースもありました。

セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメントはすでに法律で事業主に対して防止措置が義務付けられていますが、これまでパワーハラスメントの定義を定めた法律はありませんでした。

女性活躍推進法の施行３年後の見直しについて、通常国会にはパワーハラスメントを防ぐための法律が提出される見込みです。

男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等の法制度は、企業における働きやすい職場環境整備への柱となります。

私たちは、「まっとうな」社会で働き、生きて行きたい。そんな細やかな願いのため、明日の見える男女平等社会を実現したいと願っています。

第８章　　今後の労働委員会の在り方検討

１　今後の労働委員会の在り方検討概要

平成 30 年 11 月８日、９日に開催された第 73 回全国労働委員会連絡協議会（以下「全労委協議会」という。）の総会において「都道府県労働委員会が直面する諸課題の共有とその解決に向けた検討組織の設置について」が議題として討議され、議題の議長の取りまとめ及び会長の閉会挨拶において「全国労働委員会連絡協議会運営委員会（以下「運営委員会」という。）で検討の場を設けて協議してほしい」旨の発言があった。

その後に開催された運営委員会において、「今後の労働委員会の在り方検討小委員会」（以下「小委員会」という。）を設置し開催することが決定された。併せて、各都道府県労働委員会（以下「都道府県労委」という。）の公労使委員及び事務局長から意見募集を行うこととされた。

また、議論すべき検討事項について整理するとともに議論を深めておくなどにより小委員会の効率的な議論展開に資するため、小委員会の下に、「今後の労働委員会の在り方作業チーム」（以下「作業チーム」という。）が設置された。

鳥取県労働委員会公労使委員及び事務局長は、第 73 回全労委協議会総会終了後から第 75 回全労協議会総会終了までの間、中国ブロックの全労委連絡協議会運営委員及び連絡幹事となっている。

このため、中国ブロック各県の了解を得て、小委員会の公労使委員及び作業チームのメンバーとして会議に参加した。

その成果は、第 74 回全労委協議会総会において「中間整理」として報告された。

小委員会及び作業チームの開催状況及び出席者は 、次のとおりである。

年　月　日	会　議　名　称	出　席　者
平成 ３１年　２月１８日	第１回 作業チーム	安本事務局長
平成 ３１年　３月１１日	第２回 作業チーム	安本事務局長
平成 ３１年　３月１８日	第１回 小委員会	三谷代理、田中委員、宮城委員
平成 ３１年　３月１８日	第３回 作業チーム	安本事務局長
平成 ３１年　４月２２日	第４回 作業チーム	森本事務局長
令和　元年　５月１３日	第５回 作業チーム	森本事務局長
令和　元年　５月２９日	第２回 小委員会	濱田会長、田中委員、宮城委員
令和　元年　５月２９日	第６回作業チーム	森本事務局長
令和　元年　８月２６日	第７回作業チーム	入江事務局次長
令和　元年　９月２６日	第８回作業チーム	森本事務局長
令和　元年１０月　７日	第３回小委員会	濱田会長、田中委員、宮城委員
令和　元年１０月　７日	第９回作業チーム	入江事務局次長

２　第７４回全労委協議会総会

令和元 11 月 14 日 、15 日に開催された第 74 回全労委協議会の総会において「今後の労働委員会の在り方検討小委員会中間整理」が森戸英幸小委員長（中労委公益委員）から報告された。

その後、第１議題において取り上げられ、全国から各側３名、さらに会場から３名の意見発表が行われた。

これらの意見も踏まえて、さらに検討をすすめることとされている。

なお、第１議題において、名越あけみ委員が中国ブロック使用者委員として、意見発表を行った。発言要旨は次のとおりである。

○名越委員発言要旨

皆さん、こんにちは。

私は、鳥取県労働委員会で使用者委員を務めております、名越あけみと申します。

私は今年の７月に委員になったばかりの新人でございますが、女性委員の発表をと要請があり、先輩委員の皆様からのご指導を受けて、鳥取県労働委員会を代表して発表させていただきます。

まず、中間整理に対する具体的な意見を申し上げる前に、この問題における鳥取県労働委員会のこれまでの対応をご紹介いたします。

今後の労働委員会の在り方検討小委員会の設置が決まった昨年の総会に先立ち、昨年の３月、兵庫県労働委員会事務局と、滋賀県労働委員会事務局から、それぞれ職員の方がお見えになり、鳥取県労働委員会の総会で、近畿ブロックの抱える問題意識を直接伺う機会がございました。

また、昨年５月に、中国地区労働委員会連絡協議会総会を鳥取県で開催し、その際、兵庫県労働委員会の滝澤会長を講師にお迎えし、労働委員会の制度的課題のうち、不当労働行為の管轄について、労働組合の資格審査についてなど、ご講演いただきました。さらに、この総会では、中国各県労働委員会で、労働委員会制度の問題点や課題について、意見交換を行っております。

このような機会を得て、中国ブロック各県労働委員会は、近畿ブロックの問題提起を理解し、ある程度の時間をかけて検討できたのではないかと思っています。

ここで、中間整理についての所感を述べたいと思います。

まず、この１年間、精力的に検討をされてこられました小委員会の委員の皆様のご努力に敬意を表します。鳥取県の公労使各委員が会議に出席したり、資料を読み込んでいる姿を近くで拝見しており、全国の委員の皆様や事務局を務めて頂いている中央労働委員会事務局の皆様には、本当に感謝のひとことにつきます。

この１年間で、具体的な検討に至っていないことは、少し残念に思いますが、全国の労働委員会から「当面検討を行う項目の候補」があげられ、ある程度絞り込みされていますので、今後、具体的な議論が行われることを期待いたします。特に、労働委員会に求められる役割、それが果たされるために必要なことを中心に、議論が行われることも願っております。

また、今後の検討の方向性についてです。

「中間整理」の 11 ページで、検討の方向性は、４つの分類に分けられています。最初の２項目、法律・政令や労働委員会規則のいわゆる法令の改正を必要とするものは、全国的に検討、

議論し、結論を出していく必要があることは理解できます。

今、私たち委員にとって重要なのは、第３、第４の項目、すなわち、運用により対応しうるものについての捉え方ではないでしょうか。

各労働委員会は、「議論より実行」を求められているということではありませんか。

中間整理では、運用により対応しうるものの一つに、労働委員会の認知度向上を図る方策があげられています。以前、活性化検討委員会でも議論され、今回のご意見にもありました、愛称、シンボルマーク、ステッカー、マスコットキャラクターの設定、活用があります。地方財政が厳しい中で、新たな取組みを始めたり、拡充したりすることは難しい面があると思います。そこで、他県が行っている事例を検討するのも新たな取り組みを始める効率的な方法の一つだと思います。ここで、今一度、鳥取県労働委員会の取り組みで効果が出ていると思われるものを二つ紹介いたします。ご参考になれば幸いです。

まず、第66回全労委総会で、私の前任である、稲井幾子委員が紹介いたしました、「労使ネット・とっとり」という愛称とロゴマークです。第 69 回全労委総会では、当時の太田正志鳥取労働委員会会長が「労使ネット」の愛称は、汎用性が高く、訴求力のある情報ツールであり、全国の労働委員会でも「労使ネット○○」、例えば「労使ネット・ふくしま」、「労使ネット・にいがた」などと活用いただければ、労働委員会が集団的労使紛争のみならず、個別労働紛争処理を担う機関としても一体感をもたせた周知が図られ、活性化にも資するのではないかと発言しています。皆様、どうでしょうか、労働委員会の知名度が低いと嘆くより、まずは「労使ネット○○」という馴染みやすい愛称を使い始めてみませんか。

次に、効率化の事例をもうひとつご紹介いたします。平成21年から22年にかけて、鳥取県出身の漫画家水木しげる先生の「ゲゲゲの鬼太郎」のポスターを全労委の共同ＰＲ事業として作成し、希望された労働委員会には鳥取県より配布を行いました。全国の労働委員会が、他県のアイデアやツールを取り入れることは、それぞれの効率化に大いに役立つものだと思います。今回は、私共の委員会が行っている労働委員会の認知度を高める方策に再度お耳を拝借いたしました。「議論より実行」、運用で対応できるものは、在り方検討の結果を待たずに、今すぐにでも行動に移すことをこの場をお借りして提案いたします。

最後に、この中間整理の取りまとめを機に、さらなる議論が進み、来年の総会では、議論の成果がはっきりと見える形で提示されることを期待し、関係の皆様の一層のご努力をお願いして、私の発表といたします。ご清聴、ありがとうございました。

３　第７４回全労委協議会総会後の動向

第74回全労委協議会総会後、令和元年中には次のとおり会議が開催された。

年　月　日	会　議　名　称	出　席　者
令和 元年１２月５～６日	第10回 作業チーム	入江事務局次長
令和 元年１２月１６日	第11回 作業チーム	入江事務局次長